◇番号:202207

◇研究機関名	早稲田大学	◇不正の種別	旅費の虚偽請求
◇不正が行われた年度	平成 29 年度~令和元年度	◇最終報告書提出日	令和 5 年 3 月 27 日
◇不正に支出された 研究費の額	763, 264 円	◇不正に関与した 研究者数	1人

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

令和4年6月22日、文部科学省から早稲田大学に対して研究費不正使用に関する通報が回付された。

【調査に至った経緯等】

学術研究倫理委員会は、同年6月24日から同年7月14日まで予備調査を実施し、その結果を踏まえ、 同月19日に調査委員会の設置および本調査の実施を決定した。

◇調査

【調査体制】

学術研究倫理委員会は、調査委員会(学内委員2名、学外委員2名)を設置し、調査を実施した。

【調査内容】

•調査期間

令和4年9月6日~令和5年2月16日

・調査対象

調査対象者 : 当該教員

調査対象研究費:

- 1) 2017 年度~2019 年度「科学技術人材育成費補助事業」(配分機関:文部科学省)における旅費
- 2) 2017 年度~2019 年度「革新型蓄電池実用化促進基盤技術開発事業」(配分機関:国立研究開発法 人新エネルギー・産業技術総合開発機構)における旅費
- 3) 2017 年度~2019 年度における民間企業からの受託・共同研究費を財源とした研究課題における旅
- •調査方法
 - ①書面調査

通報者から提出された資料および大学が保管している資料(証憑書類その他)の調査

②聞き取り調査

当該教員、通報者および関係者4名の計6名に対する聞き取り調査

③フォレンジック調査

当該教員および関係者のメールデータの調査

◇調査結果

【不正の種別】

旅費の虚偽請求

【不正の具体的な内容】

動機、背景

当該教員は、科学技術人材育成費補助事業の研究費から支出した旅費に関する虚偽請求については 不正行為を認めておらず、動機を明らかにすることはできなかった。その他の研究費から支出した旅 費に関する複数の虚偽請求に関しても、聞き取り調査において虚偽の請求である事実を一部認めたも のの、公的研究費以外は管理面においてルーズであった旨述べるだけで、動機は分からなかった。

手法

早稲田大学では、研究出張の際、出張前に「出張申請書」、出張後に「出張報告書」を提出することを出張者に義務付けている。他機関が宿泊料等を負担する場合、その内容を「他機関からの補助」の項目(入力内容は「機関名」および「補助内容・補助金額」)に入力し、請求を行わないルールになっている。しかし、当該教員の研究室では、当該教員の研究出張の申請および報告の入力作業を全て研究室スタッフが行っていること、ならびに、他機関が宿泊料等の経費を負担することが明らかな研究出張であっても当該教員が研究室スタッフに対して出張申請書または出張報告書の提出時において請求除外の指示を行わず、本来は請求してはならない宿泊料等を大学に請求させた事案が複数あったことが明らかになった。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途(私的流用の有無)

資金の種別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
科学技術人材育成費 補助事業	37, 600 円	令和元年度(2019 年度)	1人
革新型蓄電池実用化 促進基盤技術開発事 業	94, 000 円	平成 30 年度(2018 年度)	1人
民間企業からの受 託・共同研究費	631, 664 円	平成 29 年度(2017 年度) ~令和元年度(2019 年度)	1人
計	763, 264 円		1 人(実人数 [※])

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

宿泊費相当額は当該研究者の個人口座に振り込まれていること、これを分別管理したとか研究費に使ったとの主張はないこと、むしろ、当該研究者は、正当な費用請求である旨主張しているところ、この主張は大学から振り込まれた資金を研究ではない私的な用途に費消しても差し支えないとの趣旨を含むものと理解できることに鑑みれば、私的流用されたものと認定することができる。

また、その他の研究出張 8 件についてもほぼ同様であり、私的流用されたものと認定することができる。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

通報者から提出された資料および大学保管資料の書面調査、当該研究者、通報者および関係者に対する聞き取り調査等、調査全体の結果を総合的に判断し、以下の研究出張について、当該研究者による不正使用(旅費の虚偽請求)があったと認定した。

ア モロッコ (アガディール) の出張

イ その他の研究出張8件

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

①当該研究者の倫理観の欠如

不正行為が行われた 2017 年度から 2019 年度は、公的研究費の管理・監査体制として、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定)を踏まえ、公的研究費の取扱いに係る大学全体の具体的な不正防止対策を検討のうえ、年度ごとに「公的研究費に関する不正使用防止計画」を策定するとともに、学内に周知し、不正使用防止のための行動施策を展開している期間である。具体的には、コンプライアンスおよび研究倫理に関する教育を教員に対しても実施していた。

当該研究者も、早稲田大学が定めるコンプライアンス教育および研究倫理教育を受講済みであり、また、公的研究費の運営・管理に関わる教職員に提出を求めている誓約書も提出している。そうであるに

もかかわらず虚偽の請求を行ったのは、当該研究者に研究者としての基本的な倫理観の欠如があったものと考える。

当該研究者は、聞き取り調査において、公的研究費を財源とした出張旅費についてはルールから逸脱しないよう十分に注意して支出したと述べている。しかしながらその一方で、公的研究費に該当しない民間企業からの受託・共同研究費を財源とした出張旅費については公的研究費に比べ管理面においてルーズであった旨述べている。このように公的研究費に該当しない研究費であればルールから逸脱しても問題ない(ルールが適用されない)という当該研究者のルーズな対応が、今回の事案を引き起こしたのであり、それは当該研究者に研究者としての基本的な倫理観の欠如があったといわざるを得ない。

なお、「調査結果【不正の具体的な内容】・手法」においても記載したとおり、早稲田大学では研究 出張の際には、出張システムにて出張前に「出張申請書」、出張後に「出張報告書」の提出を出張者に 義務付けている。その際、他機関から宿泊料や交通費について補助がある場合には、その旨、報告する よう出張申請書および出張報告書に明示することで、出張者が誤って宿泊料や交通費を重複して計上す ることがないような防止策を講じている。こうした防止策を講じているにも関わらず、他機関からの補 助があった旨を記載せず請求を行っていたことは、当該研究者に著しい倫理観の欠如があったといわざ るを得ない。

②研究室の閉鎖性

当該研究者は、2016 年 3 月末に定年退職したのちに同年 4 月から特任研究教授として嘱任されており、獲得した外部資金で研究室スタッフおよび研究員を多数雇用している。そうしたことから、当該研究者は研究室内で極めて優越的な地位と権限を有しており、研究費の管理や使用も含め、研究室の運営に関わる事項に関しては当該研究者の意向が強い拘束力を有していることが認められた。そのため、研究出張の旅費精算において不正が疑われる処理を目の当たりにしても研究室スタッフが当該研究者に対して異を唱えることができなかった。このような当該研究者に対して意見を言えない研究室の雰囲気、環境が不正使用を引き起こした一つの要因であると考える。なお、研究室スタッフへの聞き取り調査において、研究室スタッフが当該研究者の虚偽請求に加担していた事実は一切確認できなかった。

【再発防止策】

①教職員に対する本事案の共有および注意喚起

大学として、今回の研究費不正事案の内容および昨年に引き続き研究費不正が発生したことについて の事態の深刻性、発生要因(倫理観の欠如、研究室の閉鎖性)の払拭を教職員に共有し、再発防止のた めの強い注意喚起を行う。

②コンプライアンス教育および研究倫理教育の徹底

コンプライアンス教育および研究倫理教育を引き続き徹底するとともに、コンプライアンス教育の受講対象者に研究室スタッフを含めることを検討する。

なお、コンプライアンス教育については、その内容に本事案の事例紹介を組み入れることにより、出張手続の適正な手順および方法に関する全教職員の共通認識の形成を行う。さらに、研究室における研究費不正防止の意識向上を目的とした研修の導入を検討する。これらにより研究室を代表する教授・准教授のみならず、研究室の全構成員に研究費不正防止の意識の抜本的改革を図る。また、あわせて不正行為が研究者個人と組織全体の信用失墜に繋がることを説明する。

③公的研究費に該当しない民間企業からの受託・共同研究費の執行ルール遵守の徹底 民間企業からの受託・共同研究費の執行ルールについての説明会・通知等を実施し、あらためて研究 費不正防止の観点から執行ルールの確認と遵守の徹底を図る。

④「研究費執行マニュアル」への事例掲載と適正な旅費請求手続の再周知

研究費の使用に関する学内共通のマニュアルである「研究費執行マニュアル」内の「不適切な使用・不正使用事例集」に本事案を掲載し、あわせて出張手続の適正な手順、方法および注意点を再周知する。特に出張システムにおける旅費の請求手続においては、「他機関からの補助」がある場合には、その内容を出張システムに必ず入力しなければならないことを改めて周知徹底する。

⑤出張システムにおける改善措置

「出張申請書」および「出張報告書」において、「他機関からの補助の有無」を確認する専用の欄を 設定し、回答を行わない限り、それ以上の申請手続に進めない等の措置を講じることで、今回のような 事案が発生しないようにする。

⑥研究費の管理・執行におけるモニタリングの強化

研究費の管理・執行が適切に行われているかどうかのモニタリングにおいて、抜き打ちで出張先等 へ事実確認を行うことで、牽制機能を働かせる。

⑦通報・相談窓口の周知

通報・相談窓口の情報を分かりやすく掲載した学術研究倫理に関するリーフレットを作成し、毎年度 定期的に教職員に配付することにより、通報者・相談者が利用しやすい環境を整えるとともに内部牽制 を機能させる。

◇その他 (研究機関が行った措置)

関係者の処分

早稲田大学の「教員の表彰および懲戒に関する規程」に基づき、査問委員会における審議を経た答申 を踏まえ、2023 年 3 月 27 日付で当該研究者を停職(4 カ月)の懲戒処分とすることを理事会において決 定した。

なお、処分は本研究費不正以外の学内ルール違反等、当該教員による不適切な行為も勘案して決定した。

本件の公表状況

令和5年3月28日に早稲田大学ホームページに公表(氏名公表あり)。